

**令和8年度採用 公益財団法人東京観光財団一般職常勤嘱託職員
(フィルムコミッション担当)募集要項**

1 募集の職種

一般職常勤嘱託職員（フィルムコミッション担当）（有期契約職員）

2 募集の概要

（1）職務内容

東京フィルムコミッション「東京ロケーションボックス」の運営業務

ア 都内ロケ撮影に関する相談対応及び情報提供

イ 施設管理者、交通管理者等との調整

ウ ロケ撮影の許可手続き等に係る各種調整

エ ロケ撮影の立会い

オ ホームページ管理運営（掲載内容の更新ほか）

カ 海外関係機関との交渉・調整業務

キ その他東京フィルムコミッション「東京ロケーションボックス」で実施する業務 等

（2）募集人数

若干名

（3）雇用形態

有期契約職員

（4）採用予定日

令和9年1月1日

（5）応募資格（経験・資格等）

ア 必須要件

民間企業等における職務経験が2年以上ある方

※会社員・団体職員等として6ヶ月以上継続して就業した期間が該当します。これらの経験が複数ある場合は通算できます。（6ヶ月未満の職務経歴は通算できません）なお、最終合格後、職歴証明書や卒業証明書など、経歴を確認するための証明書を提出していただきます。事実確認ができない場合は採用されないことがあります。

※フィルムコミッション又は映像制作等に関する職務経験は不問です。

イ 歓迎要件

①施設管理者、交通管理者等との調整業務の経験がある方

②「外国語能力」について別紙基準を満たす方

（6）勤務地

公益財団法人東京観光財団事務局

（東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリス15階）

3 応募について

（1）募集期間

令和8年9月1日（火）～ 令和8年9月28日（月）【電子メール必着】

（2）申込書類

以下の書類を電子メールにより提出してください。

ア 履歴書 ※当財団指定「履歴書」を使用すること

イ 職務経歴書 ※当財団指定「職務経歴書」を使用すること

ウ エントリーシート ※当財団指定「解答用紙」を使用すること

エ 「外国語能力」を実証する書類（PDF等によるデータ提出）

※ア～ウの書類は提出必須です。

※2（5）の歓迎要件②に該当する資格等をお持ちの方はエの書類をご提出ください。

【提出先メールアドレス】

saiyou@tcvb.or.jp（送付間違いにご注意ください。）

※履歴書、職務経歴書及びエントリーシートはPDF化せず、Excel及びWordファイルのままご提出ください。

また、職務経歴が2社以上ある場合、職務経歴書のファイルを分けずに1つのファイルにまとめてご提出ください。

4 選考方法

以下のとおり選考及び試験を実施し、採用を決定します。

○書類選考

＊書類選考の結果は、令和8年10月19日（月）までに合格者のみに連絡し、面接試験の詳細をお知らせします。

○面接試験

・個人面接（30分程度）

＊令和8年10月27日（火）に実施予定です。

＊面接試験の合格者を採用予定者とします。

＊面接試験の結果は、合否に関わらず通知します。

○合否通知（令和8年11月中旬送付予定）

5 採用方法、時期

最終合格後、意向聴取、受験資格の確認を行います。

採用は、原則として、令和9年1月1日となります。

6 待遇

（1）給与等（令和8年4月1日現在）

月額250,300円以上

※諸手当あり（超過勤務手当、通勤手当、期末勤勉手当（年2回、前年度支給実績3.0か月分）等）

※財団の規程による。

（2）勤務条件

ア 勤務時間

午前9時から午後5時45分まで（うち休憩時間午後0時から午後1時まで）

1 週 3 8 時間 4 5 分勤務

※時差勤務・在宅勤務制度あり。ただし、入社月は原則上記の時間帯及びオフィスで勤務いただきます。

※当財団のオフィスはフリーアドレスを導入しています。

イ 休日

土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

ウ 休暇（令和8年4月1日現在）

年次有給休暇、夏季休暇（5日）、子どもの看護等休暇、慶弔休暇等

※財団の規程による。

エ 福利厚生

各種社会保険完備（雇用、労災、健康、厚生年金）

オ 雇用期間

令和9年1月1日から令和9年3月31日まで

※勤務成績等により、年度単位で最大4回の更新可能性あり

7 問合せ先

公益財団法人東京観光財団 総務部総務課

【電話】03-5579-2680

（受付時間：平日午前10時から午後5時00分まで）

※選考結果、選考状況等についてのお問い合わせは一切受け付けません。

別 紙

外国語能力基準

言 語	指標となる試験	基 準
英語	実用英語技能検定 TOE I C TOE F L	準 1 級 7 3 0 以上 8 0 以上 (iBT)

以上の基準のうちいずれか、又は上記と同程度の語学資格・経験を有する者。